吸収合併に係る事後開示書面

（会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則 200 条に基づく書面）

２０２１年7月１日

イーグル工業株式会社

2021 年 7 月 1 日

東京都港区芝大門一丁目１２番１５号
イーグル工業株式会社
代表取締役社長　鶴　鉄二

当社は、2021 年 5 月 21 日付で、ＥＳM株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、2021 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ＥＳM株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」）を行いました。

本合併に関する、会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条の定める事項は下記のとおりです。

１．吸収合併が効力を生じた日

2021 年 7 月 1 日

２．吸収合併消滅会社における法定手続の経過

（１）会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社の株主から本合併をやめることの請求はありませんでした。

（２）会社法第 785 条及び第 787 条の規定並びに第 789 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第 785 条）

株式買取請求はありませんでした。

② 新株予約権買取請求（第 787 条）

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

③ 債権者の異議（第 789 条）

2021 年 5 月 24 日付の官報にて債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行い、知れている債権者に各別に催告をしましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

３．吸収合併存続会社における法定手続の経過

（１）会社法第 796 条の 2 の規定による請求にかかる手続の経過

会社法第 796 条第 2 項に規定する場合に該当するため、本手続をおこなっておりません。

（２）会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過

① 反対株主の株式買取請求（第 797 条）

第796条第2項に規定する場合に該当するため、本手続を行っておりません。

② 債権者の異議（第799条）

2021年5月24日付の官報及び電子公告にて債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

４．吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産・負債及びその他権利義務の一切を承継いたしました。

５．会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

６．会社法第921条の変更の登記をした日

2021年7月12日（予定）

７．前各号に掲げる事項のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以　上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

（会社法第７８２条第１項及び会社法施行施行規則 182 条に基づく書面）

２０２１年5月２１日

ESM 株式会社

2021 年 5 月 21 日

東京都港区芝大門一丁目１２番１５号
ＥＳＭ株式会社
代表取締役社長　土屋　孝文

当社は、2021 年 5 月 21 日付で、イーグル工業株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、2021 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、イーグル工業株式会社を存続会社とする吸収合併（以下「本合併」）を行うこととしました（以下、当社を「消滅会社」、イーグル工業株式会社を「存続会社」)。

本合併に関する、会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条の定める事項は下記のとおりです。

１．吸収合併契約の内容

別添１のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項

（１）合併対価の総数又は総額の相当性に関する事項

本合併に際して、存続会社は、存続会社以外の消滅会社の株主（以下、「各株主」）に対して、その保有する消滅会社の株式の価値に応じた存続会社の株式を割り当てます。具体的には、消滅会社株式１株あたりの株式価値（価額）（以下、単に「消滅会社の株式価額」）を 1,000 千円とし、当該消滅会社の株式価額に各株主が合併効力発生時点で保有する株式数を乗じて算出した額（以下、「割当価額総額」）を、合併効力発生日前日の存続会社の株式市場（東京証券取引所）価格の終値（以下、「当社株式時価」）で除して算出された数の存続会社株式を、各株主に割当てることとしました。

消滅会社の株式価額を決定するにあたっては、まず、公平な参考価額を算定することとし、当該参考価額の算定にはディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（DCF 法）を用いました。当該参考価格の算定は、公平性を確保するために、第三者評価機関である株式会社大和総研に算定を依頼し、その結果、当該参考価額は１株につき 1,731 千円～3,701 千円と算定されました。

そして、当該参考価格と現状の消滅会社の財務状況をもとに存続会社が消滅会社の各株主と交渉を進めた結果、消滅会社の株式価額を 1,000 千円とする旨を各株主と合意するに至りました。

（２）合併対価として当該種類の財産を選択した理由

存続会社および消滅会社は、各株主における投下資本回収の機会を確保する観点から、東京証券取引所に上場しております存続会社の株式を合併対価として相当と判断しております。

（３）消滅会社の少数株主の利益を害さないように留意した事項

消滅会社の株式価額を決定するにあたっては、当該価額を公正なものとするため、消滅会社、存続会社、さらには各株主との間に利害関係を有しない第三者機関である株式会社大和総研により参考価格を算定いたしました。

当該参考価格の算定にあたっては、消滅会社が 2021 年 3 月期末において債務超過ではあるものの、消滅会社の将来の事業計画において来期以降の営業利益が黒字化し、その後継続的に収益が見込めることを株式価額に反映させる目的で、DCF 法を採用しました。

そして、当該参考価格を基に、少数株主と協議を重ねた結果、消滅会社、存続会社、及び少数株主の総意で、最終的な消滅会社の株式価額を決定しております。

さらに、存続会社および消滅会社の取締役を兼任している鶴鉄二氏は、利益相反回避の観点から、存続会社の取締役会における本合併に関する議案の審議・採決に参加しておりません。

３．吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

消滅会社は新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

４．計算書類等に関する事項

（１）存続会社

ア　最終事業年度に係る計算書類等

別添２のとおりです。

イ　最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

（２）消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

５．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

2021 年 3 月 31 日現在、存続会社および消滅会社の貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は下表のとおりであり、本合併効力発生後、存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

	資産の額	負債の額	純資産の額
存続会社	135,143 百万円	74,766 百万円	60,376 百万円
消滅会社	1,431 百万円	3,026 百万円	▲1,594 百万円

本合併効力発生後の存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、存続会社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。よって、本合併効力発生後の存続会社は、その負担すべき債務を履行する見込みがあると判断します。

以　上

別添１

合　併　契　約　書

イーグル工業株式会社（以下「甲」という。）とＥＳＭ株式会社（以下「乙」という。）は、以下の通り吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第２条（吸収合併をする会社の商号及び住所）

本合併にかかる吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下の通りとする。

吸収合併存続会社：

（商号）イーグル工業株式会社

（住所）東京都港区芝大門一丁目 12 番 15 号

吸収合併消滅会社：

（商号）ＥＳＭ株式会社

（住所）東京都港区芝大門一丁目 12 番 15 号

第３条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、２０２１年７月１日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙は、協議の上、これを変更することができる。

第４条（合併対価）

１．甲は、本合併に際して、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、甲および乙を除く。以下、本条において単に「乙の株主」という。）に対して、その有する乙の株式に代わる金銭等として、効力発生日に甲の株式を交付する。

２．前項に基づき乙の株主に交付する甲の株式の数は、別途算定された乙の１株当たりの株式評価額に乙の株主が保有する株式数を乗じて算出された金額を、本合併効力発生日の前日の甲の株式市場価格の終値で除して算出する。

第５条（資本金及び準備金）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は変動しないものとする。

第６条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務及び財産の管理運営を行い、本合併に重大な影響を及ぼす事項を行うときは、別途協議の上、相手方の事前の同意を得て行うものとする。

第７条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、乙の資産、負債その他一切の権利義務を承継する。

第８条（条件の変更及び解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間に、不可抗力その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じたとき、または本合併の実行に重大な支障となる事態もしくは著しく困難にする事態が生じた場合には、甲及び乙は、相互に協議し合意の上、本契約の条件を変更し、又は、本契約を解除することができる。

第９条（本契約の効力）

本契約は、本契約について必要な法令に基づく関係官庁等の承認や許認可等が得られなかった場合は、その効力を失う。

第10条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し、必要な事項は、甲及び乙が協議の上、定める。

本契約成立の証として、本契約書１通を作成し、甲乙記名捺印の上、甲は原本を、乙は謄本を保有する。

２０２１年5月２１日

東京都港区芝大門一丁目 12 番 15 号
（甲）　イーグル工業株式会社
代表取締役社長　鶴　鉄二　印

東京都港区芝大門一丁目 12 番 15 号
（乙）　ＥＳM株式会社
代表取締役社長　土屋　孝文　印

別添２

存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

提供書面

事業報告（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済情勢は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、景気が急速に悪化しました。第２四半期以降、収束時期は見通せないものの、感染拡大の防止策と経済活動維持の政策により、徐々に回復基調となりました。

このような事業環境のもと当社事業においては、第１四半期において大幅減収となったものの、第２四半期以降は回復基調となり、特に半導体業界向け事業においては前期を上回る販売を達成しました。利益面においては、Web会議の活用による出張諸費用の削減など、販売減に対応した固定費の抑制に年間を通じて努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は1,305億13百万円（前期比8.2％減）、営業利益は58億２百万円（前期比0.5％増）、経常利益は84億47百万円（前期比24.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は40億10百万円（前期比37.9％増）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

自動車・建設機械業界向け事業	当事業は、世界全体で自動車生産台数が落ち込み、主に中国市場において回復が見えたものの、自動車向け製品がその影響を広く受けたことにより、当セグメントの売上高は782億22百万円（前期比9.7％減）、営業利益は９億20百万円（前期比55.0％減）となりました。
一般産業機械業界向け事業	当事業は、インドのロックダウンやアジアパシフィック・日本での顧客の操業縮小・停止等の影響により販売が減少し、当セグメントの売上高は262億95百万円（前期比13.7％減）、営業利益は21億95百万円（前期比8.5％減）となりました。
半導体業界向け事業	当事業は、５G、データセンター向け投資などが好調であったことにより、当セグメントの売上高は91億18百万円（前期比28.7％増）、営業利益は２億49百万円（前期は営業損失６億36百万円）となりました。
舶用業界向け事業	当事業は、国内外における新造船需要の停滞により、当セグメントの売上高は105億45百万円（前期比3.3％減）となりました。営業利益は新造船向け販売の採算良化等により19億95百万円（前期比29.2％増）となりました。
航空宇宙業界向け事業	当事業は、航空機市場の低迷に加え、衛星向け輸入品の販売遅れにより、当セグメントの売上高は63億30百万円（前期比9.4％減）となりました。営業利益は４億36百万円（前期比9.9％増）となりました。

（2）設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、自動車・建設機械業界向け事業の生産設備を中心に62億67百万円を実施いたしました。

これらの設備投資等の資金需要に対応するため借入金および自己資金を充当いたしました。

(3) 対処すべき課題（当社グループを取り巻く事業環境と今後の事業展開）

　当期は新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、当社グループ各事業の市場需要の減少やグローバル各拠点の事業活動に制限が生じましたが、コスト削減や設備投資の延期・絞り込み等、利益確保に向けた施策により、売上高は減少するものの増益となりました。

　今期は、各国においてワクチン接種が進むなど感染予防施策と経済再開への取り組みは進んではおりますが、変異株の拡大等依然予断を許さない状況にありますので、引き続き従業員とその家族の安全を第一とした感染予防の徹底と事業の継続を両立してまいります。

　また、これらの事業環境を踏まえまして、当期を開始年度とする３カ年の中期経営計画は見直し、今期より新たに「２カ年計画」を策定スタートしております。本経営計画に基づき、来期までに速やかに企業収益回復に向けた事業体制の構築に取り組んでまいります。

　とりわけ、持続可能な社会の実現とその一環としての気候変動への対応が各企業において急務となっておりますが、カーボンニュートラルを考慮した事業活動の整備と、かねてより推進している次世代自動車・次世代エネルギー市場をターゲットとした「環境・省エネに資する次世代独自技術商品」の開発を今まで以上に加速し、各顧客・市場に提案することで、事業を通じての社会課題の解決とそれに伴う適切な収益を確保し、中長期的な当社グループの成長を果たしてまいります。

　セグメント別の現況と課題は以下のとおりです。

自動車・建設機械業界向け事業

　自動車向け製品は、グローバル自動車生産台数の回復に伴い各拠点の生産増への対応と電気自動車向け製品の一部量産化が開始しておりますので、引き続き市場動向を踏まえた新製品・技術の提案を進めてまいります。建設機械向け製品においては、建設機械の燃費低減を実現する油圧ハイブリッドシステムの拡販を進めてまいります。

一般産業機械業界向け事業

　新型コロナウイルス感染症拡大による石油精製・石油化学プラント建設プロジェクト延期の影響等より足許の収益は低下傾向にありますが、感染収束による経済活動・設備投資再開に応じて、中期的には当社グループ製品・サービスの需要も回復の見通しです。一方、長期的には化石燃料の使用低下に向けたエネルギー動向も考慮し、次世代エネルギー市場への拡販や既存設備の省力化・CO2削減に貢献できる製品技術・サービスの提案に取り組んでまいります。

半導体業界向け事業

　５G、IoTの実用化など通信容量の増加を背景に、今後も半導体市場は成長基調にありますので、中長期的な当社グループの成長ドライバーとして、グローバル各拠点での生産拡大と各半導体製造装置メーカーへの拡販を更に注力してまいります。

船用業界向け事業

新造船建造隻数は中期的には横ばいにあるため、新造船向け製品の採算性の向上と既存納入品のアフターサービスを確実に実施し収益を確保してまいります。また、中大型船向け水潤滑型シール装置等、環境貢献型製品の開発も継続し、海運造船業界における海洋汚染防止に向けた取り組みにも貢献してまいります。

航空宇宙業界向け事業

航空機向け製品は、新型コロナウイルス感染拡大による航空機運行減少に伴う開発延期等より、当面は厳しい状況が推移する見通しです。宇宙開発向け製品は、国内次期基幹ロケットの打ち上げや衛星向け製品の販売が継続しておりますので、引き続き、グローバルでの経済再開と各々の市場動向を見極めて事業を展開してまいります。

(4)財産および損益の状況の推移

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度（当連結会計年度）
売上高	（百万円）	150,815	149,361	142,106	130,513
営業利益	（百万円）	11,732	9,755	5,772	5,802
経常利益	（百万円）	13,883	11,703	6,766	8,447
親会社株主に帰属する当期純利益	（百万円）	10,401	7,032	2,907	4,010
１株当たり当期純利益	（円）	212.56	143.35	59.24	81.70
総資産	（百万円）	166,461	172,433	166,800	176,508
純資産	（百万円）	85,280	88,886	82,019	92,441

〔2017年度〕欧米では景気は堅調に推移するとともに中国においても民間消費の増大が持続し、東南アジア・インドも緩やかな成長が維持されました。日本の実体経済も徐々に回復傾向となり、当社事業も自動車・建設機械業界向け事業および一般産業機械業界向け事業を中心に、売上高、利益ともに増加となりました。

〔2018年度〕米国では好調な企業業績を背景に安定して推移しましたが、中国において過剰債務削減による投資減速と、第３四半期以降の米中貿易摩擦による景気鈍化が企業業績にも影響し、当社事業も主に自動車・建設機械業界向け事業を中心に、売上高、利益ともに減少となりました。

〔2019年度〕米中貿易摩擦、英国のEU離脱問題、中東・東アジアの地政学リスク等により景気悪化が懸念され、日本経済においても消費税の引き上げ等景況の減速が顕著となるなか、第４四半期以降の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響もあり、売上高・利益ともに減少しました。

〔2020年度〕前記「事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な親会社および子会社の状況等

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率（%）	主要な事業内容
イーグルブルグマンジャパン株式会社	2,930百万円	75.0	メカニカルシールの製造、補修、修理
島根イーグル株式会社	490百万円	100.0	メカニカルシール、特殊バルブの製造
岡山イーグル株式会社	480百万円	100.0	メカニカルシール、特殊バルブの製造
広島イーグル株式会社	100百万円	100.0	メカニカルシール、特殊バルブの製造
イーグルインダストリー台湾CORP.	60百万NT$	100.0	メカニカルシール、特殊バルブの製造、販売
イーグルインダストリー（WUXI）CO., LTD.	32百万US$	100.0（100.0）	メカニカルシール、特殊バルブの製造
NEK CO., LTD.	4,277百万W	100.0（5.6）	メカニカルシールの製造、販売
EKKイーグル（タイランド）CO., LTD.	400百万TB	100.0	メカニカルシール、特殊バルブの製造、販売
EBI アジアパシフィック PTE. LTD.	38百万S$	75.0	アジア（日本、中国、インドおよび中近東を除く）およびオセアニア地域の関係会社統轄
イーグルブルグマンインディア PVT. LTD.	29百万INR	50.0（11.4）	メカニカルシールの製造、販売
イーグルホールディングヨーロッパ B.V.	2百万ユーロ	100.0	欧州地域の関係会社統轄
EKK イーグルインダストリーメキシコ S.A.de C.V.	866百万MXN	100.0（0.0）	特殊バルブの製造、販売

（注）1．出資比率の（　）内の数字は間接所有割合（内数）であります。
　　　2．上記12社を含む連結子会社は45社、持分法適用関連会社は40社であります。

③ その他

建設機械、船舶および航空宇宙産業を除く一般産業機械業界向けメカニカルシール等の製造・販売において、当社はイーグルブルグマンジャーマニー社（ドイツ）と全面的なアライアンス体制を構築しております。

(6) 主要な事業内容 (2021年３月31日現在)

当社グループは自動車・建設機械業界向け事業、一般産業機械業界向け事業、半導体業界向け事業、舶用業界向け事業、航空宇宙業界向け事業の５つのセグメントにおいて事業を展開しております。各事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
自動車・建設機械業界向け事業	主要な製品は、自動車・建設機械向けのメカニカルシール（軸封装置）および特殊バルブならびに電力業界向けの特殊バルブであります。
一般産業機械業界向け事業	主要な製品は、産業機械、石油精製、石油化学プラント向けのメカニカルシール（軸封装置）であります。
半導体業界向け事業	主要な製品は、半導体製造装置向けの各種シール（軸封装置）および電子機器、精密機器向け精密ベローズであります。
舶用業界向け事業	主要な製品は、船尾管シール（軸封装置）・軸受であります。また、当該製品の補修・メンテナンス業務も行っております。
航空宇宙業界向け事業	主要な製品は、航空機・ロケットエンジン向けの各種シール（軸封装置）およびセンサーであります。

(7) 主要な営業所および工場 (2021年３月31日現在)

① 当社の主要な営業所

会社名	主要拠点	
イーグル工業株式会社（当社）	本　社	東京都港区
	支　店	仙台：宮城県仙台市、水戸：茨城県水戸市、北関東：埼玉県本庄市 東京：東京都港区、KEMEL東京:東京都港区、名古屋：名古屋市中区 大阪：大阪府吹田市、神戸：兵庫県明石市、KEMEL神戸：神戸市兵庫区 広島：広島市東区、KEMEL広島：広島県呉市、九州：福岡市博多区
	事業場	埼玉：埼玉県坂戸市、岡山：岡山県高梁市 高砂：兵庫県高砂市、呉　：広島県呉市

② 各セグメント別の子会社の状況

a．自動車・建設機械業界向け事業

会社名	主要拠点	
島根イーグル株式会社	本　社 事業場	島根県雲南市
岡山イーグル株式会社	本　社 事業場	岡山県高梁市
広島イーグル株式会社	本　社	東京都港区
	事業場	広島県山県郡北広島町
イーグルインダストリー台湾CORP.	本　社 事業場	台湾
イーグルインダストリー（WUXI）CO., LTD.	本　社 事業場	中国
NEK CO., LTD.	本　社 事業場	韓国
EKKイーグル（タイランド）CO., LTD.	本　社 事業場	タイ
P.T.イーグルインダストリーインドネシア	本　社 事業場	インドネシア
EKKイーグル プロダクツ インディア PVT. LTD.	本　社 事業場	インド
イーグルインダストリーフランスS.A.S.	本　社 事業場	フランス
イーグルジムラックスB.V.	本　社 事業場	オランダ
イーグルインダストリーハンガリーKft	本　社 事業場	ハンガリー
EKK イーグルインダストリーメキシコ S.A. de C.V.	本　社 事業場	メキシコ
イーグルABCテクノロジーS.A.S.	本　社 事業場	フランス
EKKイーグルアメリカ Inc.	本　社 事業場	アメリカ

b．一般産業機械業界向け事業

会社名	主要拠点	
イーグルブルグマンジャパン株式会社	本　社	東京都港区
	事業場	新潟：新潟県五泉市、埼玉：埼玉県坂戸市
北海道イーグル株式会社	本　社 事業場	北海道山越郡長万部町
EBI アジア パシフィック PTE. LTD.	本　社 事業場	シンガポール
イーグルブルグマンインディア PVT. LTD.	本　社 事業場	インド

c．半導体業界向け事業

会社名	主要拠点	
ESM株式会社	本　社	東京都港区
	事業場	茨城県つくば市

d．舶用業界向け事業

会社名	主要拠点	
イーグルハイキャスト株式会社	本　社	東京都港区
	事業場	島根県江津市
KEMELヨーロッパ LTD.	本　社	イギリス
EKKイーグルアジアパシフィック PTE. LTD.	本　社	シンガポール

e．航空宇宙業界向け事業

会社名	主要拠点	
株式会社バルコム	本　社 事業場	大阪府豊中市
	営業所	関東：横浜市神奈川区、東海：名古屋市名東区 関西：大阪府豊中市、九州：福岡市博多区

(8) 従業員の状況 (2021年３月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
自動車・建設機械業界向け事業	3,675名　(778名)
一般産業機械業界向け事業	2,040名　(453名)
半導体業界向け事業	257名　(38名)
舶用業界向け事業	259名　(18名)
航空宇宙業界向け事業	225名　(62名)
全社(共通)	51名　(42名)
合　　計	6,507名(1,391名)

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
1,109名(392名)	39.9才	15.4年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は(　)内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2021年３月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社三井住友銀行	8,997
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	8,644
株式会社みずほ銀行	7,119

2 会社の株式に関する事項 （2021年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数 100,000,000株

（2）発行済株式の総数 49,757,821株

（3）自己株式数 673,995株

（4）株主数 9,036名

（5）大株主の状況

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
ＮＯＫ株式会社	14,790	30.1
フロイデンベルグ・エス･エー	3,800	7.7
第一生命保険株式会社	2,758	5.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,344	4.8
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,944	4.0
株式会社三井住友銀行	1,542	3.1
イーグル工業持株会	1,498	3.1
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,318	2.7
株式会社中国銀行	637	1.3
損害保険ジャパン株式会社	517	1.1

（注）1．当社は自己株式を673千株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の状況（2021年３月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
鶴　　鉄　二	代表取締役会長兼社長	イーグルブルグマンジャパン株式会社代表取締役会長
中　尾　正　樹	代表取締役副社長 経営企画室長	
鶴　田　英　一	代表取締役専務 業務本部長	
安　部　信　二	専務取締役 グローバル品質・環境管理室長	
上　村　訓　右	専務取締役 技術本部長	
法　眼　健　作	取締役	ＮＯＫ株式会社社外取締役
藤　岡　　誠	取締役	ＮＯＫ株式会社社外取締役 日本製紙株式会社社外取締役
林　　大　資	常勤監査役	
佐　竹　秀　生	常勤監査役	
前　原　　望	監査役	ＮＯＫ株式会社常勤監査役
渡　辺　英　樹	監査役	ＮＯＫ株式会社常勤監査役
梶　谷　　篤	監査役	ＮＯＫ株式会社社外監査役 株式会社ディーエムエス社外取締役

（注）1. 取締役法眼健作および取締役藤岡 誠の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役前原 望、渡辺英樹、梶谷 篤の３氏は、社外監査役であります。なお、監査役梶谷 篤氏は、弁護士の資格を有しております。
3. 監査役渡辺英樹氏は、過去にＮＯＫ株式会社において財務および会計に関する業務に従事した経験があり相当程度の知見を有しております。
4. 当社は取締役法眼健作、取締役藤岡 誠ならびに監査役梶谷 篤の３氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 専務取締役安部信二氏の役職は、2021年４月１日付の組織改編に伴い安全環境品質管理室長に変更しております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および監査役の各氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。

(3) 役員損害賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および当社の子会社の取締役および監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、１年ごとに契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度にかかる報酬等の額

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	194 (6)	194 (6)	－ (－)	7 (2)
監査役 （うち社外監査役）	45 (4)	45 (4)	－ (－)	7 (4)
計	239 (11)	239 (11)	－ (－)	14 (6)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役および監査役の報酬等の額には、2020年６月24日開催の2019年度定時株主総会終結の時をもって退任した監査役２名の在任中の報酬等の額を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の取締役の人数は７名、監査役の人数は５名であります。
3. 社外役員の報酬等の総額には、2020年６月24日開催の2019年度定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役１名の在任中の報酬等の額を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の社外役員の人数は、社外取締役２名、社外監査役３名の計５名であります。

② 業績連動報酬等に関する事項

a.業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容および当該業績指標を選定した理由

当社の事業は、自動車・建設機械、一般産業機械、半導体、船舶、航空宇宙を始めとした各産業における、メカニカルシール・特殊バルブ等の機械要素部品の製造販売であり、業績が各々の業界動向に左右され易い状況も勘案し、業績連動報酬の報酬総額に占める割合は取締役は約10%、常勤監査役は約５％としております。

また、当該業績連動報酬は、評価項目の達成度に応じ０％から200％の範囲で支給しております。

業績連動報酬の決定に際しては、企業業績の指標として利益水準の維持向上が最も適切であるとの判断から、期初営業利益計画の達成度合いを中心に、配当実施額、従業員賞与支給額、その他業績に影響を与える事項（天災、特別損益等）を勘案し、決定いたします。

b.業績指標の実績

定量評価における主たる指標が期初営業利益計画に対する達成度であることから以下に結果を記載いたします。

期初連結営業利益計画　57億円

当年度実績　58億２百万円

当該結果を踏まえ期初計画は達成しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業動向が不透明であったこと、更に年度を通じてコストダウン、固定費削減等に取り組んだことを総合的に勘案し、当事業年度にかかる業績連動報酬は支給しておりません。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬につきましては、2009年６月24日開催の第55回定時株主総会にて、総額上限を360百万円以内、監査役報酬につきましては、同日、総額上限を72百万円以内とそれぞれ決議しております。

なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は４名、監査役の員数は４名となります。

④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針およびその決定方法

当社は、2021年２月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a.基本方針

取締役および監査役の報酬等は、優秀な人材を確保・維持できる水準や、当社グループの業績向上および企業価値増大へのモチベーションを高めることも勘案した報酬体系とする。

b.個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額または算定方法の決定方針

取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上ならびに中長期的な企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、固定報酬部分と長期成果期待部分からなる基本報酬、および業績連動報酬の二区分とする。

また、監査役の報酬は、監査役の協議により、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから、職位に応じた基本報酬、および取締役とは異なる観点からの業績向上へ寄与する職責に対し、常勤監査役には業績連動報酬の二区分とする。

取締役の報酬体系は役職（会長職、社長職、専務職等の役付）の職責に応じ、報酬額に階差を設けるものとする。現在適用とする階差は、専務職1に対し、会長、社長職は1.5内外の設定とする。

c.業績連動報酬等にかかる業績指標等の内容および額または数の算定方法の決定方針

業績連動報酬は、評価項目の達成度に応じ、0%から200%の範囲で支給する。業績連動報酬の決定に際しては、企業業績の指標として利益水準の維持向上が最も適切であるとの判断から､期初営業利益計画の達成度合いを中心に、配当実施額、従業員賞与支給額、その他業績に影響を与える事項（天災、特別損益等）を勘案し、決定する。

d.個人別の報酬等の額につき種類ごと＜「b.」・「c.」の各報酬等＞の割合（比率）の決定方針

当社の事業は、自動車・建設機械、一般産業機械、半導体、船舶、航空宇宙を始めとした各産業における、メカニカルシール・特殊バルブ等の機械要素部品の製造販売であり、業績が同業界の動向に左右され易い状況も勘案し、業績連動報酬の割合は取締役は報酬総額の概ね10%、常勤監査役は概ね5%とする。

なお、基本報酬のうち、長期成果期待部分は役員持株会を通じ、毎月一定額の当社株式を購入するとともに、在任期間中継続して保有することとする。役員持株会への拠出額は、固定報酬額のうち、役位に応じ、7%から10%程度を充当する。主要子会社の社長兼務の取締役の場合には､当該子会社報酬から拠出する。社外役員には役員持株会の拠出は求めない。

e.報酬等を与える時期または条件の決定方針

基本報酬は、定時株主総会後の取締役会において翌月から1年間の月額を決定し毎月支給とし、固定額を毎月一定日に支給する。業績連動報酬は、決算承認取締役会において、期末決算に基づき、「c.」記載の方針に従い決定し、当該決算にかかる定時株主総会までに支給する。

f.個人別の報酬等の内容の決定の方法

当社の個別の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定については、取締役会議長である取締役会長が、指名報酬委員会の助言も踏まえ、役員報酬案を取締役会に上程し、取締役会にて決定する。

監査役報酬の支給案は監査役会において監査役の協議により決定する。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役法眼健作、取締役藤岡 誠の両氏は当社の主要株主かつ主要取引先であるＮＯＫ株式会社の社外取締役を、監査役前原 望、渡辺英樹の両氏は同社の常勤監査役を、監査役梶谷 篤氏は同社の社外監査役をそれぞれ兼務しております。なお、当社は、同社と製品の販売および仕入等の取引関係があります。

また、取締役藤岡 誠氏は、日本製紙株式会社の社外取締役を兼任しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

社外取締役

地位	氏名	主な活動状況・社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	法眼健作	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。取締役会においては、主に、その外交経験に基づく知見から当社のグローバルでの事業展開において監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において適切な助言をいただいております。
取締役	藤岡　誠	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。取締役会においては、主に、産業政策と企業経営の経験に基づく知見から当社の事業活動全般において監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において適切な助言をいただいております。

社外監査役

地位	氏名	主な活動状況
監 査 役	前 原 望	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に、また、監査役会11回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	渡 辺 英 樹	2020年６月24日就任以降、当事業年度開催の取締役会９回のうち９回に、また、監査役会８回のうち８回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	梶 谷 篤	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に、また、監査役会11回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第29条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が２回ありました。

5 会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所
なお、当社の重要な海外子会社の計算書類の監査は、他の監査法人が行っております。

（2）当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等

33百万円

なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

38百万円

(3）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

　監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

　また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

◎　以上のご報告は、次により記載されております。

1．百万円単位の記載金額は、百万円未満切捨てにより表示しております。
2．千株単位の記載株式数は、千株未満切捨てにより表示しております。
3．１株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出し、銭未満四捨五入により表示しております。
4．連結売上高・連結経常利益等の前期比増減率、大株主の持株比率、当社の重要な子会社への出資比率、平均年齢および平均勤続年数は、小数第１位未満四捨五入により表示しております。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制として、次のとおりその基本方針を決定しております。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令、定款および社内規則等に基づき、株主総会議事録および取締役会議事録等各種議事録ならびに稟議書等決裁書類を各主管部門にて保存・管理し、取締役・監査役は、これらの文書等を閲覧できる体制を確保するものとする。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント方針、リスクマネジメント規程に基づき、リスクマネジメント･コンプライアンス委員会を設置し定期的に予防保全体制の確認を行うとともに事例検討会を継続的に実施し有事に備える。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役会規則に基づき取締役会を開催し、取締役の担当職務の決定、事業戦略・経営方針等の重要事項を決定するとともに、各業務部門の業務執行の責任者として執行役員を選任し、各部門における執行の権限を与えて業務の迅速な遂行と目標達成にあたらせ、これを監督する。また、上級管理職任務権限規程により、職務権限および意思決定ルールを明確にし、かつ定期的に開催する経営会議および経営診断を通じて事業計画･経営施策･業務実施計画の推進状況を確認することで、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保するものとする。

④ 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

EKK企業行動憲章に基づきEKKコンプライアンス規程、EKK従業員コンプライアンス行動指針を定め、コンプライアンスを重視することを明確にし、法令、定款および社内規則等に適合する体制を確保するものとする。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

a．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

内部統制規程に基づき、子会社統轄部門が管轄する子会社の経営状況を報告させ確認するとともに、本社主管部門がそれぞれの所管業務について、子会社に必要な指示と支援を行い、その推進状況を報告させ確認するものとする。

b．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制規程に基づき、本社主管部門および子会社統括部門は、子会社にリスク管理体制を整備させるとともに、その実施状況を定期的に報告させ、必要により体制を見直すよう指示するものとする。

c．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および子会社の経営者・管理職が参加する経営会議を定期的に開催し、情報の共有、経営の透明性を図るものとする。当会議においてグループ経営施策・事業計画の推進状況の報告・討議を行い、企業集団全体の経営の効率性の確保を図るものとする。

d．子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

内部統制規程に基づき、子会社に企業行動憲章・コンプライアンス規程・従業員コンプライアンス行動指針を整備、周知させ、事業活動においてコンプライアンスを重視することを明確にさせるとともに、法令、定款および社内規則等に適合する体制を確立させるものとする。一方、財務報告に係る内部統制規程に基づき、当社ならびに子会社の財務報告の信頼性の確保のための確認を取締役の指示に基づき実施するものとする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、使用人の職務権限・人選等について監査役と協議するものとする。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、使用人の決定、変更に当っては、監査役と協議するものとする。

⑧ 当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役会をはじめ監査役の主要な会議に出席し、監査役からの指示を実行するものとする。

⑨ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

a．取締役・使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

内部統制規程に基づき、当社の業務の適正を確保する体制を定期的に監査し、その結果を監査役会に報告するものとする。

b．子会社の取締役等・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

内部統制規程に基づき、子会社の業務の適正を確保する体制を定期的に監査し、その結果を監査役会に報告するものとする。

c．前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社ならびに子会社に周知徹底するものとする。

d．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会規則に基づき監査役会で策定された監査方針、監査計画に基づき、監査役が職務を執行できるよう、その費用を確保するものとする。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行を監督するため、監査役会規則に基づき監査役会で策定された監査方針、監査計画に則り、監査役が、取締役会他重要な会議への出席ならびに業務および財務の状況調査を行える体制を確保するものとする。また、会計監査人と監査役が定期的な意見交換を実施するものとする。更には、代表取締役と監査役が相互に意見交換等を行う「代表取締役・監査役会」を定期的に実施するものとする。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 取締役の職務の適正性およびリスクマネジメント・コンプライアンス体制の状況

法令・定款および規則等に従い、取締役会他重要な会議体を定期的に開催し、取締役の職務が適正に確保される体制を整備しました。また、企業活動の多様化、グローバル化等に伴い企業集団としてのリスク管理、コンプライアンスの重要性が増しておりますので、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し有事への備えをいたしております。また、「ＥＫＫ企業行動憲章」に基づき「ＥＫＫコンプライアンス規程」、「ＥＫＫ従業員コンプライアンス行動指針」を定め、全グループ従業員を対象とした行動規範を策定し、その周知徹底を図り、職務上のモラルの向上に努めました。

② 企業集団における業務の適正を確保するための体制の状況

内部統制規程に基づき、子会社を含めたコンプライアンス、リスク管理体制の整備を進め、毎事業年度の内部監査を節目にリスク対応力の継続強化に努めるとともに、経営状況の報告を定期的に実施し、企業集団全体の経営の効率性の確保を図りました。また、財務報告に係る内部統制規程に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な法令・定款違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されていることを確認しております。

③ 監査役監査の実効性を確保するための体制の状況

監査役が取締役会をはじめ経営会議など重要な会議体へ出席する体制を整備するとともに、必要な会議体に出席いただきました。また、監査役は、業務および財務の状況調査を行えるように業務執行部門と随時連携を図り、必要に応じ補助使用人を監査において活用しました。また、代表取締役、会計監査人、社外取締役との意見交換を実施しました。

◎ **以上のご報告は、次により記載されております。**

１．百万円単位の記載金額は、百万円未満切捨てにより表示しております。

２．千株単位の記載株式数は、千株未満切捨てにより表示しております。

３．１株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出し、銭未満四捨五入により表示しております。

４．連結売上高・連結経常利益等の前期比増減率、大株主の持株比率、当社の重要な子会社への出資比率、平均年齢および平均勤続年数は、小数第１位未満四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**93,110**
現金及び預金	32,662
受取手形	2,050
売掛金	26,203
電子記録債権	3,288
商品及び製品	7,402
仕掛品	6,280
原材料及び貯蔵品	9,279
未収入金	2,649
その他	3,638
貸倒引当金	△344
固定資産	**83,397**
有形固定資産	**60,515**
建物及び構築物	23,370
機械装置及び運搬具	23,277
工具器具及び備品	3,622
土地	6,141
リース資産	1,082
建設仮勘定	3,021
無形固定資産	**3,497**
のれん	1,702
その他	1,795
投資その他の資産	**19,384**
投資有価証券	12,077
長期貸付金	602
繰延税金資産	5,368
その他	1,449
貸倒引当金	△112
資産合計	**176,508**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**42,737**
買掛金	8,253
電子記録債務	2,830
短期借入金	2,389
一年以内に返済予定の長期借入金	12,365
未払金	2,465
リース債務	355
未払法人税等	1,431
契約負債	957
従業員預り金	4,054
賞与引当金	2,547
受注損失引当金	514
その他の引当金	8
その他	4,565
固定負債	**41,329**
長期借入金	23,447
リース債務	663
役員退職慰労引当金	15
退職給付に係る負債	16,052
環境対策引当金	300
負ののれん	77
その他	772
負債合計	**84,067**
純資産の部	
株主資本	**89,799**
資本金	**10,490**
資本剰余金	**11,310**
利益剰余金	**68,224**
自己株式	**△226**
その他の包括利益累計額	**△5,404**
その他有価証券評価差額金	**402**
為替換算調整勘定	**△2,690**
退職給付に係る調整累計額	**△3,116**
非支配株主持分	**8,046**
純資産合計	**92,441**
負債純資産合計	**176,508**

連結損益計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**130,513**
売上原価	**101,773**
売上総利益	**28,740**
販売費及び一般管理費	**22,938**
営業利益	**5,802**
営業外収益	**3,503**
受取利息及び配当金	251
持分法による投資利益	1,547
その他	1,705
営業外費用	**858**
支払利息	407
その他	451
経常利益	**8,447**
特別利益	**10**
固定資産売却益	10
特別損失	**983**
固定資産売却損	5
固定資産除却損	276
減損損失	701
税金等調整前当期純利益	**7,475**
法人税、住民税及び事業税	2,476
法人税等調整額	△335
法人税等合計	2,140
当期純利益	**5,334**
非支配株主に帰属する当期純利益	1,324
親会社株主に帰属する当期純利益	**4,010**

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）　　（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,490	11,310	66,745	△225	88,320
会計方針の変更による累積的影響額			△76		△76
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,490	11,310	66,668	△225	88,244
当期変動額					
剰余金の配当			△2,454		△2,454
親会社株主に帰属する当期純利益			4,010		4,010
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,556	△0	1,555
当期末残高	10,490	11,310	68,224	△226	89,799

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	292	△8,095	△5,682	△13,485	7,184	82,019
会計方針の変更による累積的影響額						△76
会計方針の変更を反映した当期首残高	292	△8,095	△5,682	△13,485	7,184	81,943
当期変動額						
剰余金の配当						△2,454
親会社株主に帰属する当期純利益						4,010
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	110	5,404	2,565	8,080	862	8,942
当期変動額合計	110	5,404	2,565	8,080	862	10,498
当期末残高	402	△2,690	△3,116	△5,404	8,046	92,441

計算書類

貸借対照表（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**57,087**
現金及び預金	11,446
受取手形	1,577
電子記録債権	3,288
売掛金	16,425
商品及び製品	1,641
仕掛品	2,054
原材料及び貯蔵品	2,031
前渡金	1,726
未収入金	5,276
関係会社短期貸付金	10,191
その他	1,428
貸倒引当金	△0
固定資産	**78,056**
有形固定資産	**19,233**
建物	5,063
構築物	274
機械及び装置	8,840
車輌運搬具	48
工具器具備品	1,455
土地	2,042
リース資産	128
建設仮勘定	1,379
無形固定資産	**1,964**
のれん	561
ソフトウェア他	1,403
投資その他の資産	**56,857**
投資有価証券	967
関係会社株式	47,603
長期貸付金	579
関係会社長期貸付金	3,100
長期前払費用	118
前払年金費用	10
繰延税金資産	4,583
その他	1,033
貸倒引当金	△1,139
資産合計	135,143

科目	金額
負債の部	
流動負債	**39,937**
買掛金	9,688
電子記録債務	2,830
短期借入金	889
関係会社短期借入金	4,569
一年以内に返済予定の長期借入金	12,353
リース債務	51
未払金	1,435
未払法人税等	568
契約負債	838
賞与引当金	1,434
従業員預り金	4,054
その他	1,223
固定負債	**34,829**
長期借入金	23,410
リース債務	76
長期未払金	162
退職給付引当金	11,124
その他	55
負債合計	**74,766**
純資産の部	
株主資本	**59,972**
資本金	**10,490**
資本剰余金	**11,817**
資本準備金	11,337
その他資本剰余金	479
利益剰余金	**37,890**
利益準備金	599
その他利益剰余金	37,291
固定資産圧縮積立金	100
別途積立金	730
繰越利益剰余金	36,461
自己株式	**△226**
評価・換算差額等	**403**
その他有価証券評価差額金	**403**
純資産合計	**60,376**
負債純資産合計	135,143

損益計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**83,379**
売上原価	**72,345**
売上総利益	**11,034**
販売費及び一般管理費	**11,307**
営業損失	**273**
営業外収益	**5,980**
受取利息及び配当金	4,727
その他	1,253
営業外費用	**675**
支払利息	383
その他	292
経常利益	**5,031**
特別利益	**0**
固定資産売却益	0
特別損失	**940**
固定資産売却損	2
固定資産除却損	236
減損損失	701
税引前当期純利益	**4,092**
法人税、住民税及び事業税	600
法人税等調整額	△831
当期純利益	**4,324**

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）　　　　（単位：百万円）

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	10,490	11,337	479	11,817	599	100	730	34,686	36,115
会計方針の変更による累積的影響額								△95	△95
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,490	11,337	479	11,817	599	100	730	34,590	36,020
当期変動額									
剰余金の配当								△2,454	△2,454
当期純利益								4,324	4,324
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	1,870	1,870
当期末残高	10,490	11,337	479	11,817	599	100	730	36,461	37,890

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△225	58,198	293	293	58,492
会計方針の変更による累積的影響額		△95			△95
会計方針の変更を反映した当期首残高	△225	58,103	293	293	58,396
当期変動額					
剰余金の配当		△2,454			△2,454
当期純利益		4,324			4,324
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			110	110	110
当期変動額合計	△0	1,869	110	110	1,979
当期末残高	△226	59,972	403	403	60,376

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月17日

イーグル工業株式会社
取締役会　御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	柳　吉昭 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小倉　明 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉岡智浩 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、イーグル工業株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーグル工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月17日

イーグル工業株式会社

取締役会　御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	柳　吉昭 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小倉　明 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉岡智浩 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、イーグル工業株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの2020年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から提出された監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月19日

イーグル工業株式会社監査役会

常勤監査役　**林　　大資**　㊞

常勤監査役　**佐竹秀生**　㊞

社外監査役　**前原　　望**　㊞

社外監査役　**渡辺英樹**　㊞

社外監査役　**梶谷　　篤**　㊞

以　上

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数	45社
・主要な連結子会社の名称	イーグルブルグマンジャパン株式会社 イーグルインダストリー（WUXI）CO.,LTD. NEK CO.,LTD. EBIアジアパシフィックPTE.LTD. イーグルブルグマンインディアPVT.LTD.

②　非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称	ACホールディングジャーマニーGmbH
・連結の範囲から除いた理由	非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

⑵　持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数	40社
・主要な会社等の名称	イーグルブルグマンジャーマニーGmbH&Co.KG

②　持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称	ACホールディングジャーマニーGmbH
・持分法を適用しない理由	持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、いずれも小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため持分法を適用しておりません。

⑶　連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

①　連結の範囲の変更

当連結会計年度において、エアロスペースリサーチ＆トレーディングINC.及びKEMEL USA INC.はEKKイーグルアメリカINC.と合併しております。

②　持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度からアリーナインストゥルメントCO.,LTD.及びイノマックスシステムCO.,LTD.並びにイノバックCO.,LTD.の株式を新たに取得したため、持分法適用の範囲に含めております。また、イーグルブルグマンオーストリアGmbHはイーグルブルグマンプロダクションセンターユーデンブルクGmbHと合併しております。

⑷　連結子会社の事業年度等に関する事項

NEK CO.,LTD.他31社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

またイーグルエンジニアリングエアロスペースシンガポールPTE.LTD.の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が３ヶ月を超えていないため、当該事業年度の計算書類に基づき連結をしております。なお、当該決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上、必要な調整を行うこととしております。

⑸　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・時価のあるもの	連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法
ロ．デリバティブ	時価法（金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。）
ハ．たな卸資産	主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア	社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
・その他の無形固定資産	定額法を採用しております。
ハ．リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 ただし、在外連結子会社については、所在地国の会計基準に基づく必要額を計上しております。
ロ．賞与引当金	当社及び一部の連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
ハ．受注損失引当金	受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。
二．役員退職慰労引当金	一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規による必要額を計上しております。
ホ．環境対策引当金	環境対策のために将来発生しうる支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。

④　収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に自動車・建設機械業界、一般産業機械業界、半導体業界、舶用業界、航空宇宙業界向けにメカニカルシール、特殊バルブ、その他密封装置関連製品等の製造販売を行っております。これらの製品の販売については、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

⑤　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法	特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理を適用しております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金の金利
ハ．ヘッジ方針	デリバティブ取引に関する権限規定に基づき、ヘッジ対象に関わる変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
ニ．ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。 ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑥　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法	a.退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 b.数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
ロ．消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来出荷時に収益を認識しておりました販売の一部について、検収時に収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が206百万円、売上原価が298百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ92百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は76百万円減少しております。

3．収益認識に関する注記

⑴　収益の分解

当社グループは、自動車・建設機械業界、一般産業機械業界、半導体業界、舶用業界、航空宇宙業界向けにメカニカルシール、特殊バルブ、その他密封装置関連製品等の製造販売を行っております。

また、各業界向けの売上高は、78,222百万円、26,295百万円、9,118百万円、10,545百万円及び6,330百万円であります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「⑸　会計方針に関する事項　④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4．表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

5．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産	5,368百万円
退職給付に係る負債	16,052百万円

6．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　　90,835百万円

7．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　49,757,821株

⑵　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

イ．2020年６月24日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　1,227百万円
・１株当たり配当額　　25.0円
・基準日　　2020年３月31日
・効力発生日　　2020年６月25日

ロ．2020年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　1,227百万円
・１株当たり配当額　　25.0円
・基準日　　2020年９月30日
・効力発生日　　2020年12月４日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2021年６月24日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　　1,227百万円
・１株当たり配当額　　25.0円
・基準日　　2021年３月31日
・効力発生日　　2021年６月25日

⑶　当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

8．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全かつ確実な投資対象により行い、また、資金調達については、主として金融機関からの借入により行う方針であります。

デリバティブは、実需に基づく為替予約と借入金の金利変動リスクを回避する目的の金利スワップとを利用し、投機的な取引は行いません。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理に関する定めに従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、年一回全取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が財務担当執行役員に報告されております。

営業債務である買掛金、並びに電子記録債務は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資と突発事象に備えた資金調達であります。変動金利は借入金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行･管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（（注２）参照）。

（単位:百万円）

	連結貸借対照表計上額(*)	時　価(*)	差　額
⑴　現金及び預金	32,662	32,662	－
⑵　受取手形	2,050	2,050	－
⑶　売掛金	26,203	26,203	－
⑷　電子記録債権	3,288	3,288	－
⑸　投資有価証券			
その他有価証券	1,177	1,177	－
資産計	65,382	65,382	－
⑴　買掛金	(8,253)	(8,253)	－
⑵　電子記録債務	(2,830)	(2,830)	－
⑶　短期借入金	(2,389)	(2,389)	－
⑷　未払金	(2,465)	(2,465)	－
⑸　長期借入金（一年以内に返済予定を含む）	(35,812)	(35,859)	△46
負債計	(51,750)	(51,797)	△46
デリバティブ取引	－	－	－

(*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

（注１）金融商品の時価算定方法及び有価証券に関する事項

資産

⑴　現金及び預金、⑵　受取手形、⑶　売掛金、並びに⑷　電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑸　投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これらに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は次表のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	株式	301	883	581
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	株式	293	293	－
合計		595	1,177	581

負債

⑴　買掛金、⑵　電子記録債務、⑶　短期借入金、並びに⑷　未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑸　長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額10,899百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑷　投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位:百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	32,662	－	－	－
受取手形	2,050	－	－	－
売掛金	26,203	－	－	－
電子記録債権	3,288	－	－	－
合計	64,204	－	－	－

（注４）長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位:百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
短期借入金	2,389	－	－	－
長期借入金	12,365	23,445	1	－
合計	14,754	23,445	1	－

９．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額	1,719円40銭
⑵　１株当たり当期純利益	81円70銭

10．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11．減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	減損損失
事業用資産	日本	機械装置	701百万円

当社グループは、原則として、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。遊休資産及び処分予定資産については、当該資産ごとにグルーピングを行っております。

一部の資産グループについて、市場及び環境の変化に伴う収益性の低下による減損の兆候が認められ、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

回収可能価額は使用価値に基づき算定しており、使用価値の算定に使用した税引前割引率は、8.4％であります。

12．追加情報に関する注記

（連結納税制度の適用）

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その１）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第５号 2015年１月16日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その２）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第７号 2015年１月16日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

なお、当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
② その他有価証券	
・時価のあるもの	事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法
③ デリバティブ	時価法（金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。）
④ たな卸資産	総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	
	定額法を採用しております。
② 無形固定資産（リース資産を除く）	
・自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
・その他の無形固定資産	定額法を採用しております。
③ リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
③ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑷ 収益及び費用の計上基準

当社は、主に自動車・建設機械業界、一般産業機械業界、半導体業界、舶用業界、航空宇宙業界向けにメカニカルシール、特殊バルブ、その他密封装置関連製品等の製造販売を行っております。これらの製品の販売については、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

⑸　重要なヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法	特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理を適用しております。
②　ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金の金利
③　ヘッジ方針	デリバティブ取引に関する権限規定に基づき、ヘッジ対象に関わる変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
④　ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。 ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑹　その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理	消費税等は、税抜方式により処理しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来出荷時に収益を認識しておりました販売の一部について、検収時に収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き（1）に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高が206百万円、売上原価が284百万円、営業損失が78百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ78百万円減少しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は95百万円減少しております。

3．表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産　4,583百万円

5．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　37,165百万円

⑵　保証債務　459百万円

関係会社の金融機関からの借入金等に対し債務保証を行っております。

主な被保証関係会社は次のとおりであります。

イーグルハイキャスト㈱　450百万円

⑶　関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

①　短期金銭債権　12,630百万円

②　短期金銭債務　5,400百万円

6．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

⑴　営業取引による取引高

①　売上高　45,523百万円

②　仕入高　45,437百万円

⑵　営業取引以外の取引高　4,926百万円

7．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	673千株	0千株	－千株	673千株

8．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は退職給付引当金、貸倒引当金、賞与引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

⑵　繰延税金資産から控除した評価性引当額　624百万円

9．関連当事者との取引に関する注記

（1） 親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
その他の関係会社	ＮＯＫ㈱	23,335	オイルシール等の製造・販売	（被所有）直接 30.2 間接 0.2	当社との代理店契約の締結による当社製品の販売	当社製品等の販売	23,156	売掛金	2,781

（2） 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	イーグルブルグマンジャパン㈱	2,930	メカニカルシール・その他製品の製造・修理	直接 75.0	当該社のメカニカルシール製品等の仕入	当該社の製品等の仕入	20,280	買掛金	2,176
						業務委託料他	－	未収入金	2,779
						資金の借入	1,248	関係会社短期借入金	1,090
子会社	島根イーグル㈱	490	メカニカルシール・特殊バルブの製造	直接 100.0	当該社のメカニカルシール製品等の仕入	資金の借入	1,958	関係会社短期借入金	2,207
子会社	岡山イーグル㈱	480	メカニカルシール・特殊バルブの製造	直接 100.0	当該社のメカニカルシール製品等の仕入	当該社の製品等の仕入	8,455	買掛金	985
子会社	広島イーグル㈱	100	メカニカルシール・特殊バルブの製造	直接 100.0	当該社のメカニカルシール製品等の仕入	資金の貸付	1,000	関係会社長期貸付金	1,000
							343	関係会社短期貸付金	360
子会社	ＥＳＭ㈱	100	半導体製品の製造	直接 55.0	当該社の半導体製品等の仕入	資金の貸付	2,622	関係会社短期貸付金	2,771
子会社	イーグルハイキャスト㈱	90	舶用製品の製造	直接 100.0	当該社の舶用製品等の仕入	資金の貸付	－	関係会社長期貸付金	937
							724	関係会社短期貸付金	702
子会社	イーグルホールディングヨーロッパB.V.	309	持株統括会社	直接 100.0	持株統括会社	資金の貸付	5,676	関係会社短期貸付金	5,896

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1．資金の受入及び資金の貸付につきましては、市場金利を勘案の上、利率を決定しております。

2．建物等の賃借及び製品等の販売・仕入につきましては、市場の実勢価格等を勘案の上、決定しております。
3．広島イーグル㈱、ESM㈱、イーグルハイキャスト㈱、イーグルホールディングヨーロッパB.V.への資金の貸付のうち短期貸付金及びイーグルブルグマンジャパン㈱、島根イーグル㈱からの資金の借入につきましては、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高で記載しております。
4．子会社への貸付金に対し1,026百万円の貸倒引当金を設定しており、当事業年度において173百万円の貸倒引当金戻入益を計上しております。

10.　1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額　1,230円07銭
⑵　1株当たり当期純利益　88円10銭

11.　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12.　連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

13.　減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	減損損失
事業用資産	日本	機械装置	701百万円

当社は、原則として、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。遊休資産及び処分予定資産については、当該資産ごとにグルーピングを行っております。

一部の資産グループについて、市場及び環境の変化に伴う収益性の低下による減損の兆候が認められ、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

回収可能価額は使用価値に基づき算定しており、使用価値の算定に使用した税引前割引率は、8.4％であります。

2020年度

自　２０２０年４月１日
至　２０２１年3月31日

事業報告に関する附属明細書

イーグル工業株式会社

他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況

他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況は、事業報告「４．会社役員に関する事項」に記載のとおりである。

その兼職先について付記すべき事項は、次のとおりである。

兼職先の名称	事業内容	関係
イーグルブルグマンジャパン株式会社	メカニカルシール･その他製品の製造・販売・修理	同社は当社の重要な子会社である。 当社は同社のメカニカルシール製品等の仕入・販売を行っている。

以　上

附　　属　　明　　細　　書

第　６７　期

自　2020年４月１日

至　2021年３月31日

イーグル工業株式会社

１．有形固定資産および無形固定資産の明細

（単位：百万円）

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	償却累計額
有形固定資産	建物	10,695	107	45	376	10,757	5,693
	構築物	780	14	21	33	773	499
	機械及び装置	35,386	1,107	2,442 (663)	2,174	34,051	25,210
	車輌運搬具	106	7	7	11	106	58
	工具器具備品	6,401	701	130	700	6,972	5,516
	土地	2,042	0	0	0	2,042	0
	リース資産	447	22	153	55	315	187
	建設仮勘定	596	2,676	1,894 (38)	0	1,379	0
	計	56,457	4,637	4,695 (701)	3,349	56,399	37,165
無形固定資産	のれん	3,092	0	0	187	3,092	2,530
	その他	5,115	358	80	966	5,393	3,990
	計	8,207	358	80	1,153	8,485	6,520

注）１．当期増加のうち主なものは次のとおりであります。

（１）建物　埼玉事業場　70 百万円　岡山事業場　29 百万円
（２）機械及び装置　岡山事業場　749 百万円　高砂事業場　288 百万円
　埼玉事業場　68 百万円
（３）建設仮勘定　岡山事業場　1,792 百万円　埼玉事業場　504 百万円
　高砂事業場　360 百万円

２．当期減少のうち主なものは次のとおりであります。

（１）建物　埼玉事業場　37 百万円　岡山事業場　7 百万円
（２）機械及び装置　岡山事業場　2,310 百万円　埼玉事業場　95 百万円
（３）建設仮勘定　岡山事業場　1,090 百万円　埼玉事業場　432 百万円
　高砂事業場　351 百万円

３．当期減少額の(　)内は内書きで、減損損失の計上額であります。

２．引当金の明細

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	1,313	5	178	1,140
賞与引当金	1,458	1,434	1,458	1,434
退職給付引当金	10,264	1,835	975	11,124
環境対策引当金	0	3	0	3

注）１．貸倒引当金の「当期減少額」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額及び貸倒懸念債権の減少によるものであります。

３．販売費及び一般管理費の明細

（単位：百万円）

科目	金額
運賃	885
広告宣伝費	16
手数料	736
貸倒引当金繰入額	△3
報酬	239
給与諸手当	2,903
雑給	498
賞与引当金繰入額	637
退職給付費用	1,094
福利費	552
厚生費	71
消耗品費	589
減価償却費	1,068
賃借料	538
修繕料	444
水道光熱費	54
保険料	22
事業税	254
租税公課	52
旅費交通費	118
通信費	210
交際費	33
ロイヤリティー	1
会議費	5
雑費	281
合計	11,307